令和４年５月24日付け 文部科学省事務連絡

「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」まとめ

**１．学校生活においてマスクの着用が不要な場面について**

（１）基本的考え方

○ 基本的な感染対策の重要性は変わるものではなく、引き続き、地域の実情に応じた基本的な感染対策（「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等）を徹底していく必要がある。

○ 学校教育活動において、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用するべきとしつつ、マスクの着用が必要ない場面として、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下「学校衛生管理マニュアル」という。）等において、以下のように示してきたところ。

・ 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ない。

・ 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外す。

・ 体育の授業においては、マスクの着用は必要ない。

ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクの着用を推奨する。

（２）マスクの着用が不要な場面及びそれに際した留意事項

▶ 夏季を迎える中で、児童生徒等のマスクの着用に関し特に注意すべき点をお知らせするものであり、現在の学校衛生管理マニュアルの記載及びその取扱いを変更する趣旨のものではない。

▶ 現在の学校衛生管理マニュアル等の記載をより具体の場面に即して明確化したもの。

▶ これらの例は、記載する場面において児童生徒等のマスクの着用を禁止する趣旨ではないことから、熱中症対策を講じた上で、様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒等に対しても適切な配慮が必要。

○ **屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業の際には、マスクの着用は必要ない。**

　 その際、地域の感染状況等を踏まえつつ、児童生徒の間隔を十分に確保する、屋内で実施する場合には、呼気が激しくなるような運動を行うことは避ける、こまめに換気を行う等に留意する。

○ **運動部活動についても、体育の授業に準じつつ、近距離で組み合ったり接触したりする運動をはじめ活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドライン等（※１）も踏まえて対応することが重要。**

　 特に以下に記載するような場面においては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底することが必要。

・ 活動の実施中以外の練習場所や部室、更衣室、ロッカールーム等の共有エリアの利用時

・ 部活動前後での集団での飲食や移動時

・ 大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や控え室、休憩スペース、会議室、洗面所等の利用時、開会式、抽選会、表彰式等の出席時、応援時

・ 寮や寄宿舎における集団生活時　　 等

▶ 感染対策を顧問の教職員や部活動指導員等に委ねることなく、学校の管理職や設置者が顧問等から活動計画書等を提出させ、内容を確認して実施の可否を判断するなど、責任を持って感染対策に取り組むことが求められる。

○ **熱中症リスクが高い夏場においては、登下校時にマスクを外すよう指導するなど、熱中症対策を優先しマスクの着用は必要ない。**

▶ 特に小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子どもへは、登下校時には屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導が必要。

▶ マスクを外すよう指導する際には、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても併せて指導する。

▶ **公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用するなどの感染対策が必要。**

○ このほか、休憩時間における運動遊びや屋外で会話をほとんど行わないことが想定される教育活動等においても、別添「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて（令和４年５月20日厚生労働省）」の「１．マスク着用の考え方」に基づく取扱いとする。

**２．幼稚園における感染症対策について**

　幼児のマスクの着用については、これまでも無理して着用させる必要はないこととしていたが、今般の基本的対処方針の変更を踏まえ、以下のとおりであることを改めて周知する。

〇 今般の基本的対処方針の変更において、**２歳以上の小学校就学前の幼児には、マスクの着用を一律には求めず、無理に着用させないとされたことも踏まえ、幼稚園においても、同様の対応**であること。

○ 上記の際、幼児一人一人の発達の状況等を踏まえ、幼児の体調に十分配慮した対応を取るとともに、幼稚園における感染症対策に留意した遊びの工夫や、幼児の発達を踏まえた衛生管理の工夫等を集めた事例集（※２）を参考にするなどし、感染症対策を行うことが必要。

▶ 幼稚園においても、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられるが、園のマスクの着用の考え方については、保護者等の理解を得られるよう適切に対処するようお願いします。

※１ スポーツ関係の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて

　　 <https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html>

※２ 幼稚園等再開後の取組事例集

　　 <https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00456.html>

＊ 幼稚部を設置する府立支援学校においては、幼稚園にかかる内容に準じてご対応ください